

授業料などの納入について

1. 納入日

授業料等は指定回座から毎月5日に自動振替により納入する。

ただし、2・3月分は2月の自動振替日に一括して納入するものとする。

2. 自動振替契約銀行(代行会社制度)

ネット銀行および一部の信用組合は利用できない。決済代行会社は「SMB ファイナンスサービス株式会社」とする。

3. 領収書

領収書は預金通帳への記帳をもってこれに代える。

ただし、教育資金非課税申告等のために領収書が必要な場合は、経理課に申し出ること。

4. 振替銀行の変更(支店・名義人・口座番号の変更も含む)

解約・登録の手続きが必要なため、希望者は経理課に申し出ること。銀行および代行会社と直接手続きすることは認めない。変更には約2ヶ月を要する。

5. 自動振替ができなかった場合

残高不足等により、振替ができなかった場合、初回振替不能者のみ27日に再振替を行う。

2回とも振替不能の場合には学園から送付する振込用紙を使用し、銀行振込で納入する。